

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第44号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(証券納付をすることができる区域等)</p> <p>第48条 令第156条第1項第1号の規定により知事が定める区域は、<u>佐賀県内に置かれた手形交換所の交換取扱地域</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(証券納付をすることができる区域等)</p> <p>第48条 令第156条第1項第1号の規定により知事が定める区域は、<u>全国</u>とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。